

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和3年10月11日	京都市伏見消防署整備工事 ただし、照明制御設備改修工事	6,600,000		6,600,000	消防局総務部施設課	パナソニックLSエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	無	無	無
002	令和3年11月01日	消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監營業務委託（UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備保守点検業務）	5,060,000		5,060,000	消防局総務部施設課	株式会社 たけびし	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無	無
003	令和3年11月10日	回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（追加整備）	14,989,326		14,989,326	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無	無
004	令和3年10月06日	令和3年度救急車両更新に伴う車載無線等整備委託	5,280,000		5,280,000	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無	無
005	令和3年12月23日	消防業務端末設定業務委託	7,177,500		7,177,500	消防局警防部情報指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	無	無	無

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市伏見消防署整備工事
ただし、照明制御設備改修工事
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和3年10月11日
- 4 履行期間
令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区城見2-1-61 OBPパナソニックタワー9F
パナソニックLSエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
照明制御設備の改修（更新）工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は京都市伏見消防署に設置されている照明制御設備のうち、老朽化した照明制御盤を更新するものである。
当該施設に設置されている照明制御設備は、今回更新対象の照明制御盤と対象外の各分電盤に設置されている端末制御ユニットで一体のシステムを構成している。
当該システムを構成する機器間の制御及び信号のやり取りについては、製造業者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されておらず、他社製品を設置した場合、動作しない恐れがある。
このことから、既設照明制御設備の製造者であるパナソニックLSエンジニアリング株式会社と「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	4,399,750	
計			4,399,750	
共通費				
共通仮設費	1	式	180,000	
現場管理費	1	式	910,000	
一般管理費等	1	式	510,250	法定福利費104,000を含む
計				
工事価格	1	式	6,000,000	
消費税等相当額	1	式	600,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	6,600,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託（UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備保守点検業務）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和3年11月1日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極豆田町29
株式会社 たけびし
- 6 契約金額（税込み）
5,060,000円
- 7 契約内容
消防局本部庁舎に設置のUPS設備及び中央監視設備・CCTV設備の保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備は、消防局の各種システム機器等をはじめ、庁舎内の各種設備及び環境を適正に維持管理するための最重要設備であり、適正な保守点検が必要である。
点検作業には、設備の構造及び作業手順等を熟知し、点検の結果を的確に評価判定できる技能を有すること、また、機器の故障を発見した際にも、部品調達等を早急に行い、対応できることが求められる。
点検作業を的確に実施するとともに、緊急時の早急な対応が可能であり、また、作業に伴う停電等の危険を回避しながら点検することが可能な業者は当該設備製造業者の三菱電機株式会社であり、同社の京都市内における唯一の代理店である「株式会社たけびし」と契約するもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和3年11月10日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
14,989,326円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備（追加整備）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和3年度救急車両更新に伴う車載無線等整備委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年10月6日
- 4 履行期間
令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,280,000円
- 7 契約内容
令和3年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
車載型無線装置及び車載端末装置は、消防用車両等に積載されており、指令センターとの通信、車両の動態管理、位置情報等のデータを伝送及び出動対象の災害指令の送受信を行う重要な装置である。
令和3年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定調整が必要となる。
車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定調整には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要となることから、製造業者である日本電気株式会社でしか行えないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防業務端末設定業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和3年12月23日
- 4 履行期間
令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）
7, 177, 500円
- 7 契約内容
消防業務用のパソコン87台について、消防業務システム利用のために必要なソフトウェアのインストール及び設定を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
更新のため新規購入した消防業務用パソコン87台について、消防業務システム利用のために必要なソフトウェアのインストールおよび設定を実施するものである。
消防指令システムの著作権及びデータベース構造、連携インターフェース等に関連する技術情報は、開発納品した株式会社D T S W E S Tが排他的権利として有しており、当該業務を履行することが可能な業者は株式会社D T S W E S Tに限られることから、同社と契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他